

独立行政法人改革等に関する分科会第3WG
第8回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○事務局 定刻よりちょっと前ですけれども、皆様お集まりですので「独立行政法人改革等に関する分科会第3WG」の第8回会合を開催いたします。

まず初めに、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

会議資料といたしまして、議事次第、資料1としまして昨年末の閣議決定の抜粋、資料2として消費者庁のヒアリング資料となっております。

また、消費者庁で行いました懇談会の報告書本体も机上に配付しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

落丁等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以降の進行は座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○座長

8回目ということで、久しぶりにありまして、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、初めに、今回、ワーキンググループを開催する趣旨につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 今回、ワーキンググループを開催する趣旨を説明させていただきます。

昨年12月20日に、独立行政法人改革等に関する基本的な方針について分科会報告書を取りまとめていただき、それを受けまして同月24日に政府として閣議決定いたしました。

資料1にございますとおり、閣議決定の中で、全体の取り組み状況についてフォローアップを行うこととされております。

行革事務局では、閣議決定後の最初のフォローアップの結果を今月末に行政改革推進本部に報告することとしております。

閣議決定におきましては、国民生活センターの相模原研修施設の再開につきまして「施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得る」としております。

これを受けて、今般、消費者庁において検討結果が取りまとめられたところでございます。

行革事務局としては、分科会長に御相談の上、本件につきましては、昨年、国民生活センターについて御議論いただきました第3ワーキンググループの先生方にヒアリングを行っていただき、御意見を承った上でフォローアップ結果を取りまとめさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありました趣旨に従いまして、これからヒアリング等を行ってまいりたいと思います。

ヒアリングが終了いたしましたところで、委員の皆様と事務局のみで総括、意見交換を

行いたいと思います。

なお、これまでのワーキンググループと同様、本日の会議資料と議事概要につきましては、会議終了後、速やかにホームページに公表することといたしまして、詳細な議事録は、委員の皆様にご内容を御確認いただいた上で、後日、公表したいと考えております。

それでは、これからヒアリングを行いたいと思います。

ただいまから消費者庁及び国民生活センターの方に入室いただきますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

(消費者庁、国民生活センター 入室)

○座長 本日は、御多用中のところ、関係の皆様においでいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、私のほうからヒアリングの進め方につきまして御説明申し上げたいと思います。

冒頭10分以内で主務省の消費者庁のほうから御説明いただいた後、15分程度質疑応答を考えております。

時間が限られておりますので、業務説明等は不要でございます。特に説明が必要な事項についてのみ、すなわち相模原の研修施設の再開につきましてのみ重点的かつ簡潔に御説明いただきまして、説明時間を厳守していただきますようお願いいたします。

それでは、消費者庁のほうから御説明をお願いいたします。

○消費者庁 どうぞよろしくをお願いいたします。

では、座らせていただきます。

お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますが、研修施設に関しましては、夏までに結論を得るということで、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案してということでございます。

2ページ目でございますが、検討方向ということございまして、懇談会を設置いたしまして、11名の委員の方々、そして、オブザーバーとして地元の市役所の方に御参画をいただいております。

次のページでございますが、3ページ目が報告書のエッセンスでございます。4つ書かせていただいております。

1点目が「利用見込み」でございます。研修ニーズの高まりということでございますが、消費者教育、消費生活、高齢者の見守り、こういった関連の法律が制定されまして社会的な要請が高まっているということでございます。

具体的には、生活相談員向けの研修、新規に消費生活サポーターの研修、こういう実施をしていくということでございます。

また、研修を実施しない日においても一般利用を最大限図るということございまして、このような稼働率の実現を見込んでおります。

その一方で「コスト」でございます。これが右側でございます。外部施設を利用する場合と本研修施設を利用する場合の比較でございます。

年間経費で見ますと8,000万円の節約、長期、これは15年間でございますが、15億円の節約ということを経費として見込んでおります。その中で、もちろん収支改善の努力ということも勘案したものでございます。

右下に「研修効果」というものがございまして、学習効果の高い研修ということで、事前検討型、参加体験型の研修をしていくということでございまして、あわせて受講者同士の交流・情報交換を促進していくということでございます。

こうしたことに要するコストということで「研修環境」、これは左側でございますが、このような環境の整備、情報交換・交流の場の整備といったものも研修施設を利用する場合のコストとして見込んで、入れ込んでおります。

「結論」でございますが、利用見込み、コスト、研修効果を総合的に勘案すれば、必要な研修環境の手当てを行った上、研修施設を再開することが望ましいというまとめをいただいております。

次のページ以降は、今、申し上げたことにつきましての参考となる資料でございます。

4ページ目でございますが、研修の拡充がどうして求められているのかという社会的要請を書いております。

大きく左側の施策の「消費者教育の拡充」「高齢者等の見守り体制拡充」、これらはそれぞれ根拠法律としまして、消費者教育の推進に関する法律、消費者安全法の改正という中で、この内容でございますが、国民生活センター、民生委員等に対する研修を実施しなさい。また、国民生活センターは、消費生活協力員に対する研修の支援をするといったことが規定をされております。

このほかにも消費者委員会の建議等が行われているところでございます。

次のページでございますが、それでは、足元、ニーズがあるのか、ふえているのかというところについてのものがございます。

研修参加者の増加ということでございまして、21年度との比較でございますが、16コース、1,000人以上の増加、ニーズというものに対応しております。

また、特に消費者教育ということに関してでございますが、5コース、296名の増、また、特に消費生活センター、消費生活相談員が研修対象として増加しております。数字はここにあるとおりでございます。

今後のニーズでございますが、これについても把握をいたしております。消費者行政職員向けの研修、消費生活相談員向け研修、消費者教育に当たる方、その他それぞれにつきましてアンケート調査、ヒアリング調査ということで把握をして、見込みを立てたものでございます。

7ページ目は以上のまとめとして、それぞれの研修について、今後どうなのかということ掲載させていただいております。

その一方で、コストのほうでございしますが、コスト計算、前提条件を8ページにまとめさせていただいております。

「コスト比較について」は、施設を再開し同施設で研修を実施する場合と外部施設を借り上げて研修を実施する場合、この2つにつきまして長期コスト計算も含めまして計算をしております。

計算の中では3番目の「●割引現在価値」、最後の「●物価上昇率」、こういったコストにかかわる環境変化というものも含めております。

また、土地の売却につきましては、2030年まで研修施設を利用した後に売却と、外部施設の場合は直ちに売却という2つを前提としております。

建物の売却につきましては、残存価格を0円としております。

次のページ以降がコスト比較の年間経費、長期、11ページは物価上昇を勘案したものでございます。

10ページでございしますが、右側のところに耐震工事を実施した場合についても検討させていただいております。この場合、11億強のコストが発生するわけですが、こうした場合でも外部施設で実施したほうが負担が大きくなるということを算出しております。

「研修施設を再開した場合に実施する事項」ということですが、12ページでございします。まず、稼働率につきましては、達成すべき数値目標の設定・公表、達成状況の確認・検証・公表・業績評価というものをきちんと実施する。多くの受講対象者のニーズをきめ細かくくみ取り、研修開催日程等のアレンジを行うということでございます。

コストについてでございますが、受講料、宿泊料の適正化、一般利用者への貸し出しの活用、これは地の利を生かすということでございます。

それから、今もやっておりますが、建物管理における民間委託のさらなる活用を図っていきたいということでございます。

最後のページの国民生活センターの施設の設備ということですが、研修施設はキャンプ淵野辺の跡地に建設されているものでございます。全体的にそうでございますが、この跡地につきましては、現在、地方が利用している部分、国利用部分、留保地の3分割されているわけですが、地方、国いずれも公共的な施設ということで利用されております。

そうした中で、平成23年11月に相模原市のほうで整備計画が策定をされております。留保地の利用については、公的な利用として位置づけられておりますので、国民生活センターのこの施設につきましても、引き続き公益的な利用に限定される必要があるということでございます。

こうしたことから、跡地の売却ということは現実的には困難と考えております。

御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、委員の方々から御質問、御意見をお伺いしたいと思ひ

ます。

○委員 恐れ入ります。どうも御説明ありがとうございました。

これは一度、閣議決定で廃止する方向になった後でコスト面の計算をしたところが、一方で、売却をして収入を得るという見込みは余りない、他方で、廃止しても、電源設備その他、移転でえらくコストがかかりそうだ、それでよく計算し直してみたら、やはり自前の施設を持っていたほうが安上がりではないかということになったと、大筋そういう理解でよろしいですか。

○消費者庁 結構でございます。

一つ付加させていただきますと、消費者安全法という法律の改正の中で、消費者教育というものをしっかり進めていこうということが国会のほうで決議されたという大きな事情の変化もございます。

○委員 いじわるな見方がありうるという前提で御質問しますと、例えば、コストの見直しといっても、現状は外部でやっておられるわけですが、そこでは施設というのはどういうところを使っておられるのですか。つまり、そこをもっと安上がりにできるのではないか、といった趣旨ですが。

○国民生活センター 主に東京事務所の会場と外部の施設を利用してできるだけ安くしているところでありますけれども、先ほど御説明しましたとおり、研修内容の見直しということで、事例参加型といったことで、より実効性のある講座ということを考えておりますので、そういったところで、通常の座学中心で1カ所に集める講座ということではなくて、今後、よりきめ細かい講座をやるために会場が必要になってくるという部分がございます。

○委員 もし教育効果というのは余り考えずに、仮にコストだけ考えますと、外部で会議室を借りるといえるときに、こちらは淵野辺でそんなに便のいいところではないですよ。そこでかかるのと同じような経費を使うべきだろう。つまり、比較すべき対照としては、都内の一等地、例えばこの霞ヶ関とかそういうところではなくて、もう少し田舎の土地の安いところの会場を借りた場合のコストで比較すべきだと思うのですが、そういう比較はちゃんとなされていると考えてよろしいのですか。

○国民生活センター 会場につきましては、都内ではありますけれども、民間の極端に高いところではなくて、できるだけ効率的・適正な価格という前提で計算をしております。

○座長 今の説明はやや論理的にちょっと厳しいところもあったと思うのですが、私が確認したいのは、とりわけこのお手元の配付資料の7ページ目で、実は稼働率を向上させるという中で一番数が急激にふえているのは、消費者教育推進のための研修というところなのです。

これは新しく加わったということで理解はできるのですが、具体的にはボリューム的にどれぐらいの人数で何日ぐらいの研修を、それぞれ、これですと3層といいましょ

うか、行政の職員と教職員と学生等となっているのですが、ここら辺はこの中の報告書にあったような気もしますが、ここまで詳しくは書いていなかったような計算だったと思うのですが、これが一番ふえているものですから、そこをもう少し御説明いただけますか。前は68人のところが1,368人ということですね。大体のイメージでいいのですが。

○消費者庁 まず大きなものは消費者教育にかかわる講師の養成ということで、受講対象者は行政のお役所の方と相談員の方ということで大体800名程度を見込んでおります。

それから、消費者教育の学生セミナーは学生さんです。これが70名程度を見込んでおります。

それから、教員と若年層は、小学校とか中学校の方々の消費者教育のモデルコースで、これがそれぞれ70名程度ということでございます。

○座長 でも、6ページ目の資料を見ますと、アンケートとかヒアリングを実施する際、要望についても調査しコースの定員を決定となっておりますが、これはもう既にされてこういう計算をされたのか、これからされて、こういうことをもくろんでおられるのですか。

○消費者庁 アンケートですか。

○座長 はい。

○消費者庁 これは、もうしております。

○座長 それで、こういうことになっているのですね。

○消費者庁 はい。こういう積算とさせていただいております。

○座長 それはどこかの資料にあるのですか。それが一番知りたかったのですが。

○消費者庁 今の細かな数字というのは、資料にはないと思いますが。

○座長 アンケートを踏まえて。

○消費者庁 それは6ページを見ていただければと思います。

○座長 5ページですか。

○消費者庁 6ページです。

○座長 では、パワーポイントのですかね。

○消費者庁 そうです。

○座長 パワーポイントには、やると書いてあるだけです。やって調査し、コースの定員を決定すると書いてあるので。

○消費者庁 これからではなくて、これを勘案して実施して、こういう数字を出させていたいただいたということでございます。

○座長 そうですか。これはいつされたのですか。

○消費者庁 これは今年度です。

○座長 今年度、調査されたということですね。

○消費者庁 はい。

○座長 そうですか。それがわからなかったものですから、この資料に細かい数字が載っていても、これがどれぐらい信頼性があるものかなというのが。では、このアンケートを

全都道府県にされたのですか。

○消費者庁 そのとおりでございます。

○事務局 例えば、そのアンケートの結果はどのぐらいだったとか、そういう基礎データというか、そういうバックデータはありますかという御趣旨だと思いますが。

○消費者庁 例えば、消費者教育にかかわる講師でございますけれども、回答が、26年度、今年度に関しては大体600名程度というので来ております。その600名程度に、今後の見込みにつきまして、一方では、研修の日程等でなかなか都合がつかない方もいらっしゃるということと、他方で、将来に向かってもっと出したいのだというのがございます。その両方を都道府県のブロック会議などの機会を通じましてヒアリングをして、算出いたしました。

○座長 一応、聞いたのですけれども、都道府県の割り当てというか、都道府県ごとに何人かということ割り振って、これぐらいの枠数ですということアンケートをする場合と、当然、大都市とか人口を多く抱えていれば、それだけの消費者教育の担当の職員も必要だろうということになると、かなりアンケートの仕方自身も結構難しいような気がするのですが。

○消費者庁 ここに出しておりますのは、例えば消費者行政職員向けであれば、意向調査です。

○座長 それぞれの都道府県に、もうストレートに何人ぐらいということですか。枠とかは全くないのですか。でも、それは、また逆に、全国的に非常にばらつきが、それはあってもいいとは思うのですけれども、全国的な底上げを図ることからいけば、要望があったところに全部応じるというスタンスですか。

○国民生活センター 国民生活センターでは、次年度の研修計画を立てるのに、適正な定員の規模を決めるということとコストを決めるということで、毎回、都道府県と市町村の全部の対象自治体に対してアンケート調査をしております。これで次年度の研修コストを決めるということをやっております、全く同じサンプルで、都道府県と市町村に、こういった事業をやる場合にどのぐらい出るかということをお聞きしているということですので、自治体が出せる人数を私どもは把握したということでございます。

○座長 ですから、それはある意味ではいいのですけれども、ある意味で非常に怖いのは、お金がないからうちは出せません、出しませんというところが案外あるのではないかと素人的に思うものですから、そこら辺はないのでしょうかということを確認させていただいたかったのです。国の政策として、需要に応じるというだけでいいのか。

○消費者庁 むしろ、消費者教育のところは、法律ができて、今度、地域の協議会というものをつくりまして、推進計画をつくってきます。その推進計画の中で、研修をどういう形で段階的に進んでいるかということがどんどん固まっていくと思います。それが固まることによって、もっと数字がふえると思います。

○座長 おっしゃっていることはわかるのですけれども、具体的にアンケートには、そう

いうふうに地域差とかは余りなく、必要な研修がきっちりと出ているということですね。

○消費者庁 現段階で我々としては、出発点としてはこれでおかしくない。出発点として適正とまでは申し上げられませんが、これから進めていくに当たって、この数字で取り上げるということについては、おかしくないと思っております。

○座長 わかったような、わからないようなところが。

○事務局 要するに、地域のばらつきがないということを説明していただければ。

○座長 そうそう、そこがちょっと。

○委員 自主財源で来ているわけではないですよね。基金ができたからこそ、これだけ出張に出てこられるようになったということが懇談会でも出ていたので、それをちゃんと御説明されたほうがいいと思いますよ、お金の話は。

○座長 基金と財源の裏づけがあるということですね。

○消費者庁 ありがとうございます。

○委員 自主財源で来ているわけではないのだから。

○消費者庁 地方の消費者行政のいわば底上げということで、国のほうから基金を出しております。その基金を活用して消費生活相談員の質の向上、これはある意味で、全国どこに住んでいても満遍なくサービスが受けられる。そして、消費者教育についても受けることができるといったことを確保するために出しているものでございますので、それを活用して、実際にいただいておりますので、今、そういうバランスが大きく崩れるということにはなっておりません。

○座長 そうですか。それで安心しました。

○委員 関連しまして、アンケートで要望を踏まえてこの稼働率の算定をされているということですが、7割という稼働率になりますと、なかなか実際には難しいのではないかと。具体的にどういうアンケートのされ方をしたのか必ずしも理解できていないのですけれども、仮に抽象的に要望がある、それを鵜呑みにして、例えば、年間こういう内容で何人来るはずだということで計算をすると、65%になるとか、71.7%になるという計算なのではないか。しかし具体的にかくかくの内容の研修をこれこれの期間に当てはめるということをやっていくと、たとえば年末年始や年度末とか年度初め、あるいはお盆の時期というのは、なかなか需要がないわけですから、そこを外していくと、希望が集中して受けられないという時期があったり、あるいは逆に、閑古鳥が鳴いているということが起こったりして、その数字は達成できないのではないかと。抽象的にはうまくきちんと入ると70何%になるのだけれども、結局、そううまくはいかなかったという結果になりはしないかというのを恐れるのですけれども、いかがなものでですか。

○消費者庁 おっしゃられるような懸念はあると思います。ですから、我々も単にアンケートの参加希望人数をそのまま当てはめるのではなくて、議会の開催時期とか、いろいろなスケジュールがございますので、そういったことも勘案して、あるところではマックス、

あるところではある程度割り引いた数字といったものを当てはめて、それで計算したものでございます。

○委員 これは必ずできる数字なのですね。

○消費者庁 そうです。

○委員 ホテルの年間平均稼働率でも、70%というのは結構高い数字だと思いますが。

○消費者庁 この数字、こういう70数%と出ておりますけれども、研修をする場合に、やはり最終日は泊まりになりませんので、それを差し引いて考える必要があると思っております。

例えばの計算ですけれども、日曜日の夜は使わないということになりますと、マックスが85になります。ですから、そこと比較してそんなに使わないとか、そういう数字ではないと思っておりますし、我々としては適正な数字かなと思っております。

○事務局 事務局からですけれども、今、お尋ねしているのは、要するに、この利用見込みの話でお話を聞いているところなので、今、先生方からもお尋ねがあるように、この数字はできそうなのですねということをお尋ねするために、では、アンケートではどういう結果で、それとどういう関係だったのかということをお尋ねしているので、それを勘案してというだけではちょっとよくわからないというところがございます。

○座長 そうですね。それと、先ほど委員からも基金の話が出たのですけれども、基金というのは多分一時的なものだから、ずっと継続的にその財源を当てにして、研修にこれだけの人数を繰り出せるだけの安定的な資金なのですか。私は一時的なものだと思っております。

ところが、この計算は、ある程度の期間、こういうことが維持できるという計画になっているものですから、そこら辺につきましても、持続可能性といいたいまいしょうか、そういうことについての御検討がどうだったかということも、いい悪いではなくて、確認をさせていただくというのが我々の仕事なものですから、その面も含めて御回答をいただきたいと思っております。数字の信頼性ですね。

○消費者庁 基金のほうにつきましても、事業ごとに、例えば5年ですとか、7年ですとか、そういう期間を区切っております。それにあわせて、今、都道府県のほうで自主財源の計画を出していただくことになっておりますので、その中で自主財源の措置というものも担保されるようになっております。ですから、途中でその基金がなくなれば、もうやめるということではない。

他方で言えば、我々は何年か先まで見込んで、そこまではこういう形で資金の支援をいたしますと。他方で、それはどんどん減っていくわけですから、それにあわせて自主財源計画というものをつくって、それをしっかりと提出してくださいということで、ある日突然なくなって、できませんということには今はなっておりません。

○座長 ただ、この計算は、かなりそういうのがこれで継続していくという前提になっているものですから、そこら辺について、やはり都道府県というか、自治体の方も御理解い

ただかないと、この計画が予定どおり進捗しないということになりますよね。そこら辺をどれぐらいサポートされているのかということが気になったということだけなのです。

○事務局 65とか72が下がるリスクというのは、もうないと理解していいわけなのですか。

○消費者庁 この数字がですか。

○事務局 この数字が。

○消費者庁 我々はないものとして。

○事務局 先ほど委員が御質問されたわけですが、要するに、お盆だとか、そういうところは人が来ないけれども、ほかのところに集中して、結局、やってみたら下がってしまったとか、そういうことはない。

○消費者庁 はい。そういった時期的な集中、そういったものも含めて。

○事務局 そういうことも含めてこの数字が出ているということよろしいわけですね。

○消費者庁 そのとおりです。もちろん我々としても、日程調整を柔軟にやっていくというのはある程度当たり前の話です。我々の都合だけでこの日だと決めて、実際、アンケートを出せば、来ないと。そうすると、今度は我々のほうでほかの日ができないかといったことを、当然のことながら、考えるということでございます。

○座長 いずれにしても、これは、中期目標がいつだったかわかりませんが、中期目標とか中期計画に利用率のこの数値が盛り込まれると理解してよろしいのでしょうか。

○消費者庁 そういう理解でございます。

○座長 ありがとうございます。

○委員 あと1点だけ。こちらのコストと、逆にインカムのほうですが、宿泊料と受講料を見直すというお話ですけれども、従前、恐らくそれが著しく安かったりすると、それは、当然、とるべきものをとっていないではないかと言われるということで、見直されるという御趣旨だと思いますけれども、大ざっぱに週5日、月火水木金と泊まった場合の宿泊料というのはどのぐらいを見込んでおられるのですか。

○国民生活センター 見直し後、現時点では1泊4,000円程度を考えておりますので、4,000円掛ける泊数という形になるかと思っています。

○委員 72部屋がそれぞれ4,000円ということですか。

○国民生活センター はい。

○委員 それは個室になっているのですか。

○国民生活センター 個室になっています。

○委員 受講料というのもそんなに高くはない金額なのですか、大ざっぱで結構なのですか。

○国民生活センター 今、1日950円で計算しております。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○事務局 すみません。それは見直し後ということですか、現状ということですか。

○国民生活センター 見直し後です。

○座長 研修が宿泊だったら、今後、食事はどうされる予定なのですか。

○国民生活センター 従前、相模原事務所は食堂がございました。食堂は外部事業者が入って出しておりましたので、もし再開されるとなれば、当然のことながら、宿泊研修という前提にしておりますので、事業者について調達というか。

○座長 それは独立採算だから、一応、この経費には関係ないということですね。

○国民生活センター 基本的には、食堂は食堂の中で運営していただくということが当然だと思っております。

○座長 わかりました。

○委員 すみません。今、お話が出た、この稼働率をずっと維持するのは本当に大丈夫なのかというところが、私もそのとおりだと思いますので、もう実際にこのメンバーに入っていた地方公共団体の方もおっしゃっていたと思うのですが、別にこれは再開するから急に上がるのではなくて、外部施設でやるようになった最近でも上がってきているのですよね。上がってきているのだけれども、それは本当に交付金が出て、基金ができるようになったから初めて来られるようになった。

まさか出張旅費を自腹で来るわけではないし、地方公共団体も、自主財源といっても、消費者行政は大事なのですけれども、これだけではないので、そこをどう担保するのかというのは、もう先生方の御懸念のとおりだと思うので、そこは本当に重々やらないと、来たい人もいっぱいいて現場のニーズもあるのに、先立つものがなくて来られなくて、稼働率も下がってということにならないかなというのは思います。

○座長 当面は頑張られていてもね。それはよくお考えになって。

○消費者庁 今、地方公共団体でつくっております自主財源計画を、今の御指摘を踏まえてきっちりと精査していきたいと思えます。

○座長 ぜひそれは計画がきちんと実行されるように、よろしくお願ひしたいと思えます。

事務局から補足の御質問はございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、所定の時間になりましたので、これでヒアリングを終わりたいと思えます。

消費者庁及び国民生活センターの皆様方におかれましては、御多忙中のところを御対応いただきましてありがとうございました。

なお、必要に応じて追加的にヒアリングを行うことや、追加の資料提出をお願いすることもあり得ますので、その旨、御承知おきいただきたいと思えます。

それでは、御退室をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(消費者庁、国民生活センター 退室)

○座長 それでは、本日のヒアリングを踏まえまして、国民生活センターの相模原研修施設の再開についての本ワーキンググループとしての意見は、まず、1点、施設の利用見込みでございますが、研修ニーズの高まりを踏まえ、研修を拡充することにより研修施設の稼働率が上昇するとの消費者庁の説明は、おおむね妥当と認められる。これが1点でございます。

2点目は、短期・長期におけるコスト比較であります。外部施設を利用して研修を実施する場合よりも、既存の研修施設を利用するほうが、短期・長期ともにコストが削減されるとの消費者庁の説明は、おおむね妥当と認められる。これが2点目でございます。

3点目は、今後の活用方策であります。稼働率の維持・向上や施設全体の収支改善のため、数値目標の設定・公表や、受講料、稼働率の適正化等を実施すると消費者庁の説明は、おおむね妥当と認められる。

よって、結論といたしましては、今、申し上げましたとおり、消費者庁の説明はおおむね妥当と認められるため、国民生活センター相模原研修施設を再開すると消費者庁の方針については、了承することといたしたいということではありますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 どうもありがとうございました。

これで本ワーキンググループの意見とさせていただきたいと思います。

ただいま取りまとめました意見につきましては、事務局から分科会長に御報告をお願いいたしたいと思います。

本日の会合はこれで終了したいと思います。

委員の皆様方には、長時間にわたり御対応いただきましてありがとうございました。